実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	跡市地区井沢・清見集落	令和3年3月24日	〇年〇月〇日

1 対象地区の現状

1)1	8ha			
27	6ha			
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計		2ha		
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2ha		
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	_		
4)±	④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 0ha			
(備考)				

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

【清見】

当集落では全ての農地を集落内農業者で耕作しており、今後、新たな担い手の確保に併せ、担い手への農地集積・集約化等が喫緊の課題となっている。

- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。
- 3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

【清見】

当集落では中心経営体が不在であり、高齢化と後継者不足により、新たな中心経営体の確保が必要である。令和2年度に実施した集落内の農地所有者を対象としたアンケート結果を基に担い手の確保・集約化に向けた方針を明らかにしていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

【清見】

当集落では今後担い手の確保を進めるため、当集落において農業で生計が立てられる経営モデルを行政と集落が連携しながら検討していく。

■基盤整備の取組方針

【清見】

当集落では、農地・農業用施設が概ね良好に管理されている。

また、農業用水の確保も十分な状況であるが、区画が狭く、形状が悪いため、農地所有者間の調整を検討していく。

■新規・特産化作物の取組方針

【清見】

当集落では主に水稲が栽培されている。今後、高収益作物の導入とその収量の確保、流通、販路等を行政と一緒になって検討していく。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

【清見】

当集落ではクマ、イノシシ、ヌートリア等の被害が深刻である。そのため経年劣化した防護柵の補強等の対策を 図ることとしている。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

【清見】

当集落では跡市地区まちづくり協議会や跡市環境保全組合・行政と連携を図りながら担い手の確保や農地保全 等を行っていく。

■その他の取組方針

【清見】

当集落では用水の確保や洪水及び獣害対策等に重要な山の管理を行うなど、生活環境の保全に向け、対策を 検討していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名·名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
	該当なし					
計			ha		ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。